

臨港地区内行為届出書（工場・事業場以外用）

年 月 日

港湾管理者
石川県知事 殿

届出者

港湾法第38条の2第1項の規定により、同項 { 第1号
第2号
第4号 } の施設の { 建設
改良 } について、

次のとおり届け出ます。

- 1 施設の位置、種類、規模及び構造
- 2 施設の使用の計画
- 3 施設の { 建設
改良 } の工事の開始及び完了の予定期日
- 4 添付書類の目録

- 備考 1 「届出者」欄は氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載すること
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。